

第22期第9回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月13日(月) 14時00分～15時00分
- 2 開催場所 佐呂間町 佐呂間漁業協同組合 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、新谷哲也、川口和良、清野一幸、
鈴木英樹、片川隆市、飯田弘明、石塚治、馬場浩一、
石本武男、阿部興志輝、大澤真人 (以上13名)
- 4 欠席委員 深山和彦、元角文雄 (以上2名)
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部水産課 水産課長 伊藤智英
漁業管理係長 村上寿一
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣

1 開 会

(渡邊事務局長)

定刻となりましたので、ただ今から、第22期第9回網走海区漁業調整委員会を開催いたします。初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。

(横内会長)

開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には本日はお忙しいところを出席いただき、ありがとうございます。また、水産林務部漁業管理課から佐藤主査が、オホーツク総合振興局から伊藤水産課長、村上漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年は5月から6月にかけての天候不順により特にホタテガイの稚貝放流がずれ込み、本操業の開始が遅れていると聞いております。

一方で、全体的にホタテガイの歩留まりが良く、高単価が期待できるのではないかとの声もありますので今後の漁に期待しているところであります。

また、3月から始まりました毛ガニ漁は、今は自主休漁に入っている地区が多いですが、5月下旬までの管内の漁獲量は、116トンで、昨年同期の107パーセントとなっております。

これは、今年の漁獲割当量183トンで63%の消化率となっております。

1キログラムあたりの平均価格は、4,847円と昨年より4%程、低くなっておりますが今後の伸びに期待したいところです。

さて本日の会議で予定しております議題は、議案が4件、報告事項が2件となっております。

す。

委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げまして、簡単ですが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく申し上げます。

(渡邊事務局長)

次に、出席人員の報告をします。

定員15名中、本日の出席委員は13名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。

それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いします。

会長、よろしく申し上げます。

(横内会長)

それでは、これより会議に入ります。まず、議事録署名委員の選出についてですが、恒例により、私から指名してよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(横内会長)

それでは、清野 委員と片川 委員に議事録の署名をお願いします。

2 議 事

(横内会長)

では、これより議事に入ります。

議案第1号「オホーツク総合振興局沖合海域における固定式刺し網漁業の操業承認について」を上程します。

事務局から内容を説明してください。

(渡邊事務局長)

議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

今回ご審議いただく内容は、第22期第7回で決定し、令和4年3月18日付けで発動しオホーツク総合振興局沖合海域における固定式刺し網漁業の操業に係る委員会指示に基づく承認についてです。

委員会指示発動後、資料1ページの「令和4年度 かすべ刺し網漁業承認申請一覧表」のとおり紋別漁業協同組合所属の5名から承認申請書の提出がございました。紋別漁業協同組合からは、毎年5名の申請がありましたが、全員が前年の承認者であったことから、承認してきたところであります。

令和4年度も5名から申請があり、このうち4名は昨年度も承認を受けた者でしたが、一

覧表の最上段の大滝克則は、今回、初めて申請するものであり、委員会指示第2の6（1）で定める承認対象となる「前年度、委員会の承認を受け誠実に営んだ実績を有する者」に該当しません。

このため、大滝克則を承認するためには、委員会指示第2の6の（2）の規程により「委員会が特に必要と認めた者」である必要がございます。

申請の経緯について説明しますと、昨年度まで承認を受けていた濱田均が、高齢のため令和4年度は申請しないこととなり、その代わりとして大滝克則が申請するものです。資料3ページの紋別漁業協同組合の意見書にあるとおり、申請にあたっては、組合内部での調整は図られており、また委員会指示や操業協定を遵守することが確認できることから委員会指示第2の7に規程する承認をしない場合（1）及び（2）にも該当しないものと考えられます。

以上で説明を終わります。申請者の操業承認につきまして、よろしくご審議の程をお願い致します。

（横内会長）

ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

（片川委員）

今回、申請した大滝克則（おおたきかつのり）は、昨年度、承認を受けていた濱田均（はまだひとし）が廃業したことにより、申請したものであり、組合内部でも調整がとれており、委員会指示や取扱要領、業協定を遵守することを確認しておりますので、特段、承認に支障がないものと思いますのでよろしくお願ひします。

（横内会長）

それでは、大滝克則（おおたきかつのり）にオホーツク総合振興局沖合海域における固定式刺漁業の承認をしてもよろしいでしょうか？

（一同）

異議なし

（横内会長）

それでは、そのように決定します。

次に、議案第2号と3号ですが、同じく「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」の知事からの諮問ですので、合わせて上程します。

事務局から内容を説明してください。

（渡邊事務局長）

議案第2号と議案第3号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

議案第2号と議案第3号は、どちらも知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についての答申となります。

議案第2号は、いるか突棒漁業（北海道沖合海域・道外者）の制限措置の内容及び申請すべき期間に関する諮問となります。

議案第3号は、さんま棒受け網漁業（オホーツク海海域・道外者）の制限措置の内容及び申請すべき期間に関する諮問となります。

漁業法の改正に伴い、都道府県知事が漁業の許可を行う場合、「制限措置の内容」及び「申請すべき期間」を公示することとされております。

また、公示にあたっては事前に、関係漁業調整委員会に意見を聴かなければならないこととされております。

このため、議案第2号及び3号の各資料1ページ目のとおり、網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。

各漁業の制限措置の内容等については、振興局から説明いたしますので、よろしくご審議ねがいます。

（村上漁業管理係長）

「特定水産資源（マサバ、ゴマサバ、ズワイガニ）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について、資料に基づき説明します。

始めに、諮問文をご覧ください。

諮問の内容は、令和4管理年度のマサバ、ゴマサバ太平洋系群及びズワイガニ各系群のTACに関し、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

まず、令和4管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。諮問文の別紙1に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。

詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

資料1-1 「令和4年のTACについて」をご覧ください。これは、5月24日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、令和4管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。

まず、まさば及びごまさば太平洋系群ですが、最大持続生産量（いわゆるMSY）を達成する産卵親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定される、まさばとごまさばのABCの合計値が、その年のTACとして設定されています。

まさば及びごまさば太平洋系群のMSYを達成する親魚量（SBMSY）は170.3万トンであり、対して、2020年の平均親魚量は138.8万トンでMSYを下回る資源状態となっております。しかしながら、今回、設定されたTACがMSYを上回る

50.9万トンとなっております。は、現時点の資源評価結果から計算される将来予測において、2022年のマサバの親魚量が増加する見込みとなっており、MSYを上回るTACが設定されたことによるものです。

令和4管理年度のTAC配分については、日本全体の50.9万トンに対し大臣許可漁業（主

に大中型まき網漁業)に28.9万トン、北海道へは数量が明示されない「現行水準」として定められております。

なお、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。次に、ずわいがにですが、北海道に関係するのは北海道西部系群とオホーツク南部となっております。

こちら、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については平成9年以降の最大漁獲量を考慮し43トンが設定され、全量の43トンが北海道に定められています。またオホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、1,000トンがTACとして設定され、北海道には125トンが設定されています。

次に、北海道に定められたTACの知事管理区分への配分につきまして、まずまさば及びごまさばに関し、資料1-2をご覧ください。

まさば及びごまさばについては、北海道は数量が明示されない「現行水準」と定められていることから、「北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業」も「現行水準」として、数量を明示せず定めることとしています。

なお、数量は明示されていませんが、国からは管理の目安の数量として11,972トンが示されており、ここ数年の漁獲実績を踏まえると目安の数字を超過する可能性もあることから、北海道資源管理方針に従い、現行の漁獲努力量(漁船隻数23,500隻)を上回らないよう管理を行うこととしています。

次にずわいがにに関し、資料1-3をご覧ください。

配分の考え方ですが、①ずわいがにについて国から北海道に数量を定められた系群は、「ずわいがに北海道西部系群」と「ずわいがにオホーツク海南部」の2系群であり、それぞれ別に管理することとしています。

まず、②ずわいがに北海道西部系群については、北海道資源管理方針において、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」と「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」の2つの管理区分に分けて管理することとしており、配分に係る道の通知にしたがい、配分比率は9:1としていることから、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」には39トンを配分することとしています。

なお、「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」については、漁獲量が8割を構成する漁獲量上位の知事管理区分には含まれないことから「現行水準」として管理することとしています。

③ずわいがにオホーツク海南部については、知事管理区分が一つであり「北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業」に125トン全量を配分することとしています。なお、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。

諮問内容の説明は以上となりますので、海区漁業調整委員会でのご審議についてよろしくごお願い申し上げます。

(横内会長)

ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

(一同)

発言なし

(横内会長)

特に無い様ですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(横内会長)

それでは、そのように決定します。

次に、議案第4号「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」を上程します。

事務局から内容を説明してください。

(渡邊事務局長)

議案第4号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

資料1ページが、北海道知事から網走海区漁業調整委員会への諮問文となります。

特定水産資源とは、いわゆるTAC魚種のことで、毎年、各魚種の漁期等に合わせた管理年度期間の漁獲可能量を定めております。

今回は令和4管理年度のまさば・ごまさばの太平洋系群とずわいがにの北海道西部系群並びにオホーツク海南部の漁獲可能量の当初配分を決定するために、関係海区委員会の意見を聴く必要があることから諮問を受けております。

当初配分案の詳細については、振興局より説明いたしますので、よろしくご審議ねがいます。

(横内会長)

ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

(一同)

発言なし

(横内会長)

特に無い様ですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(横内会長)

それでは、そのように決定します。次に、報告第1号「すけとうだら日本海系群の漁獲可能量の変更について」をご報告します。

事務局から内容を説明してください。

(渡邊事務局長)

報告第1号の資料をご覧ください。

1ページにありますとおり令和4年5月27日付け漁管第503号により北海道水産林務部長からすけとうだらに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について通知がありました。

今回の変更は、令和3年管理年度の漁獲可能量に繰り越したが生じたことから、水産庁から令和4年度の知事管理漁獲可能量に307トンが割り当てられたことによるものです。

2ページの「令和4管理年度知事管理漁獲可能量について」にありますとおり、この307トンが北海道すけとうだら日本海漁業に割り当てられて、当初の2770トンから3077トンに変更となっております。

以上が、すけとうだら日本海系群の漁獲可能量の変更についての報告となります。

(横内会長)

ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

(一同)

発言なし

(横内会長)

次に、報告第2号「くろまぐろの漁獲可能量の変更について」をご報告します。

事務局から内容を説明してください。

(渡邊事務局長)

報告第2号をご覧ください。

1ページにありますとおり令和4年5月2日付けと令和4年5月24日付けでくろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量に変更されております。

5月2日の変更は、令和3年漁獲可能量の繰り越しによる追加配分と大中まき網漁業の小型魚と都道府県配分の大型魚の一部を交換したことによるもので、小型魚で40トン、大型魚で49.9トン、増加しております。

5月24日の変更は、繰り越しによる漁獲可能量の配分を算定する際に誤りがあり、その修正として、小型魚に0.6トンが追加されております。

資料の2ページ以降に、水産林務部長からの通知文と変更内容の公表した文書を添付しておりますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

以上が、くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に係る報告となります。

(横内会長)

ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

(一同)

発言なし

(横内会長)

以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。

それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。

(一同)

発言なし

3 閉 会

(横内会長)

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。